

## 酸素欠乏危険場所での作業における作業主任者の選任に関する特記仕様書

下水道における管路や水槽・タンク等の施設は、労働安全衛生法で酸素欠乏危険場所として定められており、該当施設内での作業にあたっては、技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、労働災害を防止するための管理を実施する必要があります。

そのため、該当作業が発生する工事及び委託の実施にあたっては、施工計画書または業務計画書等に作業主任者を記載するとともに、技能講習修了証の写しを添付してください。

### <参考>

#### 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)

(事業者等の責務)

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

(作業主任者)

第十四条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

(技能講習)

第七十六条 第十四条又は第六十一条第一項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。

2 技能講習を行なった者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。

3 技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

別表第十八(第七十六条関係)

二十四 酸素欠乏危険作業主任者技能講習

二十五 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習

#### 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)

(作業主任者を選任すべき作業)

第六条 法第十四条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

二十一 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所における作業

別表第六 酸素欠乏危険場所(第六条、第二十一条関係)

九 し尿、腐泥、汚水、パルプ液その他腐敗し、又は分解しやすい物質を入れてあり、又は入れたことのあるタンク、船倉、槽、管、暗きよ、マンホール、溝又はピツトの内部